

水給装給 第2023-1号

令和5・6・7年度水道メーター取替業務委託 (青葉区)

特記仕様書

仙台市水道局

給水装置課

【 目 次 】

第1章	総 則
1.1	適用範囲
1.2	共通仕様書との関連
1.3	委託業務の場所
1.4	履行期間
1.5	業務の内訳
1.6	業務実施の時期
1.7	入札
1.8	単価契約について
1.9	支払い条件
1.10	提出書類（維持管理業務委託共通仕様書6. 関連）
1.11	履行報告（業務委託契約書第9条，維持管理業務委託共通仕様書10. 関連）
1.12	業務の打合せ
1.13	関連委託者（公益財団法人仙台市水道サービス公社）との相互協力
1.14	支給品，返納品について（業務委託契約書第10条，維持管理業務委託共通仕様書8. 関連）
1.15	苦情，紛争の対策（維持管理業務委託共通仕様書15. 関連）
1.16	第三者に及ぼした損害（業務委託契約書第18条関連）
1.17	安全管理
1.18	身分証明書及び腕章の携行
1.19	作業用車両について
1.20	官公庁への手続き等（維持管理業務委託共通仕様書11. 関連）
1.21	個人情報を含む図書等の扱い（維持管理業務委託共通仕様書9. 関連）
1.22	秘密の保持（業務委託契約書第4条と重複）
1.23	個人情報の保護（業務委託契約書第5条と重複）
1.24	障害者差別解消法
1.25	局職員を行う点検
1.26	環境への負荷の低減
1.27	配置技術者の雇用関係について
1.28	工事予定価格算出に使用した積算基準書について
1.29	契約締結時点における設計単価変更の取扱いについて
1.30	業務の再委託について
第2章	提出書類
2.1	維持管理業務委託共通仕様書が定める提出書類
2.2	支給品の要求書
2.3	業務の事前連絡書
2.4	局情報の依頼
2.5	メーター返納時の必要書類
2.6	調査のみの提出書類
2.7	掘上のみの提出書類

	2.8	事故メーター，定期外取替の提出書類	
	2.9	業務完了届の提出日について	
第3章	業	務	
	3.1	業務の概要及び目的	
	3.2	業務の内容	
	3.3	取替対象の水道メーター口径	
	3.4	管理上の分類	
	3.5	取替工種の説明	
	3.6	水道メーター取替えのお知らせの配布等	
	3.7	水道メーター取替作業の時間帯	
	3.8	水道メーター取替時期の制限	
	3.9	水道メーターの取扱いと取替え	
	3.10	メーター返納について	
	3.11	メーター支給，返納日の指定	
	3.12	水道メーター取替業務委託要領書について	
添付資料	1	水道メーター取替業務委託	支給品，貸与品一覧
	2	水道メーター取替業務委託	提出書類一覧
	3	局の指定する提出書類一覧	(メーター様式)

第 1 章 総 則

1.1 適用範囲

本特記仕様書は、「水給装給 第 2023-1 号 令和5・6・7年度水道メーター取替業務委託（青葉区）」に適用するものである。

1.2 共通仕様書との関連

- 1) 本特記仕様書に記載していない事項については、仙台市水道局制定の「維持管理業務委託共通仕様書」に基づくものとする。
- 2) 本特記仕様書と「維持管理業務委託共通仕様書」との間に相違点があれば、発注者と受注者との間で協議するものとする。

1.3 委託業務の場所

仙台市青葉区給水区域

1.4 履行期間

本業務の履行期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までとする。

1.5 業務の内訳

- 1) 検満メーター取替業務
- 2) 事故メーター取替業務

1.6 業務実施の時期

本業務は、下記の時期に実施する。

1) 検満メーター取替業務

令和5年度	(1) 第1期	令和5年 4月 3日 から 令和5年 7月 7日 まで
	(2) 第2期	令和5年 8月 1日 から 令和5年 11月 10日 まで
	(3) 第3期	令和5年 12月 4日 から 令和6年 3月 6日 まで
令和6年度	(1) 第1期	令和6年 4月 1日 から 令和6年 7月 12日 まで
	(2) 第2期	令和6年 8月 1日 から 令和6年 11月 8日 まで
	(3) 第3期	令和6年 12月 2日 から 令和7年 3月 7日 まで
令和7年度	(1) 第1期	令和7年 4月 1日 から 令和7年 7月 11日 まで
	(2) 第2期	令和7年 8月 4日 から 令和7年 11月 7日 まで
	(3) 第3期	令和7年 12月 1日 から 令和8年 3月 6日 まで

2) 事故メーター取替業務

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

1.7 入札

入札は、【口径13mm, 工種A（普通取替）】の単価により行う。

1.8 単価契約について

本業務の契約は、口径13mmから口径200mmまでの口径別・工種別の単価契約とする。

口径13mmの工種A以外の単価は、落札した口径13mmの工種Aの単価を1とし、別紙各口径、工種毎の指数を乗じた額とし、1円未満は切捨てとする。

なお、指数とは、入札対象工種の設計単価を1としたときの、各口径、工種別設計単価との比率である。

1.9 支払い条件

契約金の支払いは毎月の出来高払いとし、発注者による履行確認後、発注者が適法な支払請求を受けた日から30日以内に支払うものとする。

1.10 提出書類（維持管理業務委託共通仕様書6. 関連）

受注者は維持管理業務委託共通仕様書に定める様式、並びに発注者の指定するメーター様式により作成し提出すること。

提出書類詳細は、第2章及び巻末の水道メーター取替業務委託提出書類一覧を参照すること。

1.11 履行報告（業務委託契約書第9条、維持管理業務委託共通仕様書10. 関連）

受注者は、履行状況を所定の様式（業務履行報告書（様式94-2）及び水道メーター取替業務出来高報告書（様式94-2の添付書類で任意様式））に基づき作成し、毎月、発注者に提出しなければならない。

1.12 業務の打合せ

「検満メーター」取替実施時期の第1期、第2期、第3期当初に、業務の円滑な遂行を図ることを目的として、定例打合せ会を実施する。

1.13 関連委託者（公益財団法人仙台市水道サービス公社）との相互協力

水道メーターの管理業務について、発注者が公益財団法人仙台市水道サービス公社（以下、「公社」という）に委託をする。

受注者と公社の関連業務は下記のとおりであり、本業務の遂行にあたり、相互協力し行うこと。

- 1) 検満メーター、事故メーターに係る支給品及び納入品の受払いに関すること。
- 2) 水道使用廃止中や停水中の検満メーター取替えの扱いに関すること。
- 3) 事故メーターの取替えに関すること。
- 4) 取替不能メーターの扱いに関すること。
- 5) 局費修繕（給水装置の局費修繕の取扱要綱に基づく修繕）の依頼に関すること。
- 6) 路上又は宅内の漏水発見に関すること。
- 7) その他、業務の履行において必要が生じ、発注者、公社、受注者が取決めを行ったもの。

1.14 支給品・返納品について（業務委託契約書第10条、維持管理業務委託共通仕様書8. 関連）

- 1) 本業務の支給品は、巻末の水道メーター取替業務委託支給品、貸与品一覧のとおりとする。

- 2) 本業務の返納品は、業務の履行により発生し、発注者に引渡すべき水道メーター及び大型水道メーターのカウンター・ポール等である。また、取替不能等により未使用品となった水道メーター及びその付属材料も当然、発注者に返納すること。
- 3) 支給品及び返納品について下記の場合は、受注者の賠償とする。
 - (1)紛失
 - (2)盗難
 - (3)水道メーター設置時の誤り（逆取付、交差取付、水撃現象破壊等）
 - (4)水道メーター取扱いの誤り（加振動や異物混入による不進行、取付けねじ部の損傷、凍結破損等）
- 4) 支給品及び返納品の受払い時期は、行政区域別に曜日単位で指定する。詳細は契約後、発注者と協議のうえ決定する。
- 5) 支給品及び返納品の受払いにあたっては、発注者の指定する提出書類の様式に従って書類を作成し、提出すること。
- 6) 支給品及び返納品の受払い場所は、公益財団法人仙台市水道サービス公社（卸町庁舎1階事務室）とする。

1.15 苦情、紛争の対策（維持管理業務委託共通仕様書15. 関連）

- 1) 受注者は、業務の履行にあたり、水道メーター取替対象の給水装置使用者又は所有者、総代人、管理会社等（以下、「お客様」という）及び地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。
- 2) 受注者は、業務の履行に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決にあたらなければならない。
- 3) 受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないように文書に記録する等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告し、指示があれば従うものとする。
- 4) 第三者との間に紛争が生じた場合、受注者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が処理解決にあたるものとする。

ただし、発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者と受注者が協力し、処理解決にあたるものとする。

1.16 第三者に及ぼした損害（業務委託契約書第18条関連）

- 1) 業務の履行において、お客様の給水装置に損害（破損、漏水、目つまり、器具不具合等）を及ぼしたときは、受注者が早急に誠意をもって調査、修繕又は賠償を行うものとする。

ただし、発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者が調査、修繕又は賠償するものとする。
- 2) 業務の履行において、第三者に対し生じた人的、物的損害については、受注者の責によりその処理解決にあたるものとする。

1.17 安全管理

- 1) 業務の履行にあたっては、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）その他関連法令に基づく、業務に伴う災害及び事故の防止に努めなければならない。
- 2) 本業務の安全衛生に関する管理の責任者は、現場代理人とする。ただし、安全衛生に

関する責任者を別に定める場合は、当該責任者とする。

3) 2) に定める責任者は、履行中の安全を確立するための安全対策を計画し、必要がある場合は関係官公署その他の関係機関と安全確保に係る連絡を取ることとする。

なお、業務において安全管理上の障害を発見した場合は、直ちに監督員に報告しなければならない。

4) 2) に定める責任者は、安全対策の計画に基づいて、作業時車両、使用工具、作業員の服装等の安全点検等を実施すること。

5) 2) に定める責任者は、平素から気象情報等に十分な注意を払うとともに、豪雨、強風、出水その他の天災に対して、被害を最小限にするための必要な措置をとること。

6) 2) に定める責任者は、従事者に対して定期的に安全教育等を行い、安全意識の向上を図らなければならない。

なお、新規従事者等は安全教育等を実施後に就業させること。

7) 受注者は契約後、原則として従事者全員の参加により、本業務の1期あたり半日以上時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修等を実施しなければならない。

(イ)安全活動のビデオ等視聴覚資料による安全教育

(ロ)当該業務の内容の周知徹底

(ハ)当該業務における災害対策

(ニ)当該業務で予想される事故防止

(ホ)その他安全教育に必要な事項

8) 前項までの安全教育は計画的に第1期、第2期、第3期の当初に計3回を実施するものとし、作成した計画内容は、業務計画書に記載すること。

9) 安全教育の実施状況は、写真、ビデオ等により記録、保存するものとし、監督員から請求があった場合には、遅滞なくその記録を提示しなければならない。

1.18 身分証明書及び腕章の携行

1) 受注者は、所定の様式に基づく関係書類を提出し、メーター取替業務に従事させる者の身分証明書の交付を受けなければならない。

2) メーター取替業務に従事する者は、身分証明書を必ず視認できる箇所に携行すること。

3) 身分証明書の紛失、き損又は記載内容の変更が生じたときは、速やかに所定の様式に基づく関係書類を提出し、再交付を受けなければならない。

4) 受注者は、有効期限が満了となったとき又は携行が必要な業務が終了したときは、直ちに所定の様式に基づく関係書類を提出し、身分証明書を返納しなければならない。

5) 身分証明書交付者には、発注者より従事者腕章を貸与する。

6) メーター取替業務に従事する者は、腕章を必ず視認できる箇所に携行すること。

7) 腕章の返納については、身分証明書の返納時に併せて返納するものとする。

8) その他必要な事項については、発注者の指示によるものとする。

身分証明書

(表)	(裏)
<div style="text-align: right; margin-bottom: 5px;">No. _____</div> <p style="text-align: center;">水道メーター取替従事者証 (身分証明書)</p> <p>写真 3×2.4cm</p> <p>受託者名 氏名 上記の者は、仙台市水道局が委託した水道メーター取替従事者であることを証明します。</p> <p>年 月 日発行 年 月 日まで有効</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: center;">仙台市水道事業管理者</p>	<p style="text-align: center;">注 意 事 項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. この証明書は水道メーター取替業務を執行する場合に必ず携行し、関係者の請求があったときはいつでも呈示しなければなりません。 2. この証明書は他人に貸与し、又は譲渡することができません。 3. この証明書を紛失したときは、直ちに発行者に届け出なければなりません。 4. この証明書は有効期間が満了となったとき又は委託業務が終了したときは、直ちに発行者に返納しなければなりません。

1.19 作業用車両について

- 1) 水道メーター取替業務の作業用車両は、仙台市水道局委託業者であることを明示すること。
- 2) 明示内容は下記例を参考にする

(例)

<p style="font-size: 1.2em;">仙台市水道局 水道メーター取替業務委託</p> <p style="font-size: 1.2em;">水道メーター取替作業車</p> <p style="font-size: 1.2em;">(社 名) (電 話 番 号)</p>
--

1.20 官公庁等への手続き等（維持管理業務委託共通仕様書11. 関連）

- 1) 受注者は、業務の実施にあたり、受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への必要な許可、届出手続等を法令、条例又は設計図書のためにより遅滞なく行わなければならない。
ただし、これによることが困難な場合は、監督員の指示を受けなければならない。
- 2) 受注者は、前項に規定する許可、届出等の実施にあたっては、その内容を記載した文書により事前に監督員に報告しなければならない。
- 3) 1) に関係し、関係官公署その他の関係機関との協議が必要となった場合は、直ちに監督員に報告し指示を受けること。また、協議の結果は、文書で確認する等明確にし、その経過を遅滞なく監督員に報告し、速やかにその写しを提出しなければならない。

1.21 個人情報を含む図書等の扱い（維持管理業務委託共通仕様書9. 関連）

- 1) 受注者は、個人情報を含む図書等の貸与を受ける場合は、その借用について所定の様式（個人情報を含む貸与品借用書（様式52））に基づき借用書を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2) 受注者は、貸与された個人情報を含む図書等を返還する際は、その返還について所定の様式（個人情報を含む貸与品返還書（様式53））に基づき返還書を作成し、発注者に提出しなければならない。

3) 本業務において「定期取替該当一覧」は、個人情報を含む貸与品借用書（様式52）、個人情報を含む貸与品返還書（様式53）を発注者に提出しなければならない。

「水道メーター取替処理票（OCRカード）」及び「水道メーター取替え（無料）のお知らせ」も同様の扱いとするが、業務上処理されるものであることから、「水道メーター取替処理票（OCRカード）」については“水道メーター処理票”部分のみ返還対象とし、「水道メーター取替え（無料）のお知らせ」については、返還の対象としないものとする。

4) 当該現場において装置不明等の明確な理由がある場合に限り、給水装置情報のうち給水装置台帳写し（マイクロ図（写し））、水道メーター装置情報（電算システム：印刷）について貸与する。

その際は、発注者の指定する様式（メーター様式-13及びメーター様式-14）にて公社に要求するものとする。公社が貸与並びに返却收受と裁断処理を行う。

1.22 秘密の保持（業務委託契約書第4条）

受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1.23 個人情報の保護（業務委託契約書第5条）

1) 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

2) 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約を終了し、又は解除された後においても同様とする。

3) 受注者は、個人情報を使用する者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

4) 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏洩、滅失、改ざん、及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

5) 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

6) 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、当該事務を処理するため以外に使用し、又は第三者に引き渡してはならない。

7) 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

8) 受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、契約書第6条（再委託の禁止）のただし書きの規定にかかわらず、発注者の特別の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

9) 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報や記録された資料等を、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

10) 受注者は、前項までに違反する事態が生じ、又は生じる恐れがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

1.24 障害者差別解消法

受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する仙台市水道局職員対応要領及び留意事項に準じて、合理的配慮の提供を行うものとする。

1.25 局職員の行う点検

受注者は、監督員以外の身分証明書を携帯した本局職員が不法無線局車、過積載、建設業退職金共済制度、履行体制などの点検を求めたときは、これを拒んではならない。

1.26 環境への負荷の低減

仙台市の環境マネジメントシステムの運用に協力し、環境汚染の防止、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量及びリサイクルなど環境への負荷の低減に努めること。

1.27 配置技術者の雇用関係について

受注者は、業務担当者（主任技術者など）を定め、業務委託契約書第2条に基づく届出（変更を含む。）をする際には、主任技術者の経歴書及び免許証等の写しを添付するとともに、監督員に監理技術者資格者証（所有している場合）、健康保険被保険者証、健康保険被保険者標準報酬決定通知書又は市町村民税等の特別徴収税額通知書等（原則、原本とする。）を提示し、直接的かつ恒常的な雇用関係があることの確認を受けるものとする。

1.28 工事予定価格算出に使用した積算基準書について

本業務は、令和4年11月以降適用の、下水道用設計標準歩掛表（令和4年度）・建設機械等損料算定表（令和4年10月以降）・仙台市設計労務単価表（令和4年4月1日～）水道局資材単価表（令和4年11月）により予定価格を算出している業務である。

1.29 契約締結時点における設計単価変更の取扱いについて

本業務は、契約締結時点における設計単価変更を行い、業務委託料を契約変更することができる業務である。なお、変更対象とする設計単価は、労務単価、資材単価、市場単価、複合単価及び機械賃料等とする。なお、歩掛、処分費及び委託毎に見積又は特別調査により策定した単価は、原則、変更の対象としないものとする。

受注者は、業務委託料の変更協議を請求する場合は、以下のアドレスから様式をダウンロードし、担当者に提出すること。なお、変更協議を請求できる期間は、当初契約締結日から起算し30日以内とする。

<http://www.suidou.city.sendai.jp/nx.html/07-jigyousha/07-310-2016.html>

1.30 業務の再委託について

受注者は、業務の一部を第三者に再委託する場合は「一部再委託承諾願」を提出し発注者の承諾を得なければならない。なお、再委託の対象は現場の取替作業における労務の補助とする。これ以外の業務を再委託してはならない。

第 2 章 提出書類

2.1 維持管理業務委託共通仕様書が定める提出書類

資料2 1. 維持管理業務委託共通仕様書規定の提出書類を参照

2.2 支給品の要求書（資料2 2.局の指定する提出書類）

- 1) 水道メーター支給品要求書（メーター様式-3）
- 2) 材料支給品要求書（メーター様式-4）

2.3 業務の事前連絡書（資料2 2.局の指定する提出書類）

- 1) 水道メーター取替地区連絡書（メーター様式-1）

一般メーターの取替作業を行う当日，取替える地区名を「水道メーター取替地区連絡書」により作成し，午前9時までに公社へFAXすること。
- 2) 大型水道メーター取替予定日連絡書（メーター様式-15）

大型水道メーターの取替えは，その10日前までに「大型水道メーター取替予定日連絡書」を作成し，発注者及び，公社へ提出すること。

2.4 局情報の依頼（資料2 2.局の指定する提出書類）

- 1) 給水装置台帳写し貸与依頼書（メーター様式-13）
- 2) 使用廃止中，停水中の取扱い確認書（メーター様式-14）

2.5 メーター返納時の提出書類（資料2 2.局の指定する提出書類）

- 1) 水道メーター取替処理内訳書（一般メーター）（メーター様式-5）
- 2) 水道メーター取替処理票（OCRカード）（メーター様式-8）
- 3) 水道メーター取替処理書（メーター様式-7）
- 4) 水道メーター取替日報（メーター様式-6）
- 5) 水道メーター取替凍結工法，丙止水栓取付報告書（メーター様式-11）
- 6) 大型水道メーター取替報告書（口径50mm以上）（メーター様式-9）

2.6 調査のみの提出書類（資料2 2.局の指定する提出書類）

- 1) 水道メーター取替日報に「調査のみ」と上段の余白欄に記入し，併せて「水道メーター取替調査報告書（メーター様式-10）」を作成し，速やかに公社へ提出すること。
- 2) 当該水道メーター取替処理票（OCRカード）を公社へ返納すること。

2.7 掘上のみの提出書類（資料2 2.局の指定する提出書類）

- 1) 水道メーター取替日報に「掘上のみ」と上段の余白欄に記入し，当日に公社へFAXすること。
- 2) 上記，水道メーター取替日報の原本及び掘上メーター，当該水道メーター取替処理票（OCRカード）は，返納指定日に公社へ返納すること。

2.8 事故メーター，定期外取替の提出書類（資料2 2.局の指定する提出書類）

- 1) 事故メーター取替えは，水道メーター取替日報に「事故メーター」と上段の余白欄に，掘上事由を中段の余白欄に記入し，当日に公社へFAXすること。
- 2) 事故メーター以外の定期外取替は，水道メーター取替日報に「定期外取替」と上段の余白欄に記入し，当日に公社へFAXすること。
- 3) 上記，水道メーター取替日報の原本及び水道メーター取替処理書（様式-7），掘上メーターは，返納指定日に公社へ返納すること。

2.9 業務完了届の提出日について

- 1) 業務完了届の提出は，履行期間末日とする。

第 3 章 業 務

3.1 業務の概要及び目的

本業務は、計量法第16条及び第72条第2項の定めにより、検定証印の有効期間が満了となる水道メーター（以下、「検満メーター」という）及び異常、故障等により取替えの必要が生じた水道メーター（以下、「事故メーター」という）の取替えを行うものである。

3.2 業務の内容

1) 検満メーター取替業務

局が設置した水道メーターのうち、有効期間が満了となる口径13mmから口径200mmの検満メーター（遠隔指示装置付水道メーターを含む）について、「水道メーター取替え（無料）のお知らせ」を事前に配布し、定期取替を行うものである。定期取替以外（事故メーター除く）の指示による水道メーターの取替えについては、定期外取替として区分し、検満メーターに含めるものとする。

業務の対象となる検満メーターの水道番号、口径、メーター番号、設置場所は、契約後に発注者より貸与する「定期取替該当一覧」のとおりとする。

2) 事故メーター取替業務

局が設置した水道メーターのうち、異常、故障等の理由により、随時、発注者（公社代行）より指示する口径13mmから口径200mmまでの事故メーターの取替えを行うものである。

3.3 取替対象の水道メーター口径

口径：13mm, S13mm, 20mm, 25mm, 30mm, 40mm, 50mm, 75mm, 100mm, 150mm, 200mm

3.4 管理上の分類

・一般メーター

口径40mm以下の直読式水道メーター及び口径50mm以上の大型水道メーター（遠隔指示装置付を含む）を一般メーターとする。分類は下記表のとおりとする。

メーター管理区分	工種記号	工 種 名	口 径
一般メーター	A	普通取替	13mm ～ 200mm
	D	凍結工法取替	13mm ～ 40mm
	E	丙止水栓取付取替	13mm ～ 40mm
	F	調査のみ	13mm ～ 200mm
	G	掘上のみ	13mm ～ 200mm
	I	事故取替	13mm ～ 200mm

3.5 取替工種別の説明

・一般メーター

【普通に取替えが行えるもの】

(工種A) 普通取替 (口径13mm ~ 口径200mm)

一般メーターを取替えるもので、普通の作業により取替えが行えるもの。

口径50mm以上は、「大型水道メーター取替報告書」を作成し、公社へ提出すること。

【特殊な取替えを必要とするもの】

(工種D) 凍結工法取替 (口径13mm ~ 口径40mm)

一般メーター取替えについて、止水栓不明又は不良等で止水できない場合に、水道メーター上流部配管に凍結工法を用いて取替えを行うもの。

本工種による作業後は、「水道メーター取替凍結工法、丙止水栓取付報告書」を作成し、公社へ提出すること。

(工種E) 丙止水栓取付取替 (口径13mm ~ 口径40mm)

上記、凍結工法取替について、メーターます内に丙止水栓が設置できる場合は、丙止水栓 (支給品) を取り付けて取替えを行うもの。

本工種による作業後は、「水道メーター取替凍結工法、丙止水栓取付報告書」を作成し、公社へ提出すること。

(工種F) 調査のみ (口径13mm ~ 口径200mm)

下記の理由等により取替えができない場合は、現場状況を詳細に調査し報告するもの。

本工種による作業後は、「水道メーター取替調査報告書」を作成し、公社へ提出すること。

- ①給水装置台帳写し等を参照しても、メーターが不明 (家屋解体、更地、住所・家屋不明、埋没等) なもの。
- ②設置環境 (家屋床下、移動不可な重量物積載、立入り不可、取替え拒否等) が悪いため取替えが不可能なもの。
- ③装置廃止、口径変更等による掘上で、該当する水道メーターがないもの。
- ④水道メーター取替処理票 (OCR) と現地の水道メーター番号又は口径が違うもの。
- ⑤凍結工法取替又は丙止水栓取付取替であっても、取替えができないとき。
- ⑥別途、給水装置の修繕を必要とするとき。
- ⑦メーターユニオンのネジ山が異なるとき。
- ⑧その他、発注者が指示するもの。

(工種G) 掘上のみ (口径13mm ~ 口径200mm)

一般メーターについて、給水装置が使用廃止中で、発注者 (公社代行) が指示するものは、検満メーターの掘上のみとし、新たに取り付けを行わない。

口径50mm以上は、「大型水道メーター取替報告書」を作成し、公社へ提出すること。

【φ13ショートメーターが設置されている場合の取扱い】

φ13ショートメーターが取り付けられている場合は、随時ロングタイプへ切り替えることとするが、受注者は、事前調査を基にロングタイプへの切り替えが可能な箇所・数量を予め発注者（公社代行）に報告すること。

なお、ロングタイプへの切り替えの取替工種は、その作業内容に応じて、「工種D」又は「工種E」とする。

【事故メーターの取替え】

（工種I）事故取替（口径13mm ～ 口径200mm）

一般メーターについて、下記の理由により発注者（公社代行）の指示を受けて、発生時に取替えを行うもの。

- ①不進行
- ②指針不良
- ③立会い試験
- ④水撃現象破損
- ⑤逆取付
- ⑥交差取付
- ⑦その他、発注者が指示するもの

口径50mm以上は、「大型水道メーター取替報告書」を作成し、公社へ提出すること。

3.6 水道メーター取替えのお知らせの配布等

- 1) 取替予定日の6～10日前に「水道メーター取替え（無料）のお知らせ」に必要事項を記入し、当該水道メーター設置箇所の使用者等へ配布すること。また、アパートについては、所有者にもお知らせすること。
- 2) 病院、飲食店、美美容室等、急な断水が困難な箇所については、「水道メーター取替え（無料）のお知らせ」配布の際に、取替日・時間等を確認すること。
- 3) 「水道メーター取替え（無料）のお知らせ」配布の際は、水道メーターの取替作業を行ってはならない。ただし、お客様より要望された場合はこの限りでない。
- 4) 集合住宅等の「水道メーター取替え（無料）のお知らせ」配布の際には、管理人等に水道メーター取替について説明を行うこと。

3.7 水道メーター取替作業の時間帯

水道メーターの取替作業は、原則として発注者の営業時間内とするが、お客様の要望等により、やむを得ず時間外や土・日曜日、祝祭日に取替作業を行うときは、事前に発注者（公社代行）へ連絡すること。

3.8 水道メーター取替時期の制限

- 1) 一般メーターは、定期検針業務のデータ受信作業のため、定期検針日の12日前から定期検針日の3日後までの間は、取替えを行ってはならない。
- 2) 誤って上記1)による取替不可能時期に取替えを行ってしまった場合は、直ちに公社に連絡すること。

3.9 水道メーターの取扱いと取替え

1) 取扱い上の注意

- (1)水道メーターの保管，運搬中は振動，衝撃を与えないこと。
- (2)水道メーターの保管，運搬中は保護キャップをすること。
- (3)水道メーターは低温，高温での保管を避けること。（※適正範囲：0℃～40℃）

2) 取替え上の注意

- (1)鋸状の溝付工具や先鋭利な工具を使用してはならない。
- (2)既設接続配管に損傷，変形を与えないこと。
- (3)水道メーターは，必ず水平に取り付けること。
- (4)水道メーターケースに表示されている矢印と流水方向を一致させること。
- (5)誤って逆取付けした水道メーターを再設置しないこと。
- (6)機器，材料は発注者より支給されたものを使用すること。
- (7)大型の水道メーターのフランジ接続は，過度な締めすぎ，偏締めしないこと。
- (8)遠隔指示装置付水道メーターの伝送線を直線接続する際は，発注者支給の直線接続材を使用すること。
- (9)止水栓，仕切弁の開閉は，ゆっくり，確実に行うこと。
- (10)水道メーター内に空気が残留しないように，蛇口などを開けて，除去すること。
- (11)発生土等の副産物が生じた場合は，受注者の責任において，適正に処理すること。
- (12)取替作業完了後は，再度，水道メーター及び止水栓等の状況を確認し，後日，お客様からの苦情等が発生しないよう十分に留意すること。

3) その他

漏水を発見した場合は，速やかに公社に報告し，指示を受けること。

3.10 メーター返納について

- 1) 掘上した水道メーターは，外ケースを洗浄のうえ，保護キャップを取り付けて返納すること。
- 2) 返納するメーターで，本体・ネジ山・パッキン面に損傷があるものは，荷札等を付けて正常なものと区別して返納すること。
- 3) メーター返納時には「水道メーター取替日報」の日付順に合わせ，「水道メーター取替処理票（OCR）」と掘上メーターを順番に整理して返納すること。
- 4) 「検満メーター」と「事故メーター」などの定期外メーターは，区別して返納すること。
- 5) 原則として，1回のメーターの返納個数が200個以上の場合は，2名以上の立会いとする。
- 6) 遠隔指示装置付水道メーターは，発信器，伝送ケーブルを取り外し，返納すること。

3.11 メーター支給，返納日の指定

水道メーター及び材料の支給，返納日は，原則として行政区別に指定する。

指定例

水曜日・・・午前 9時30分～・・・青葉区

3.12 水道メーター取替業務委託要領書について

本業務に係るマニュアルとして、契約締結後に「水道メーター取替業務委託要領書」を提供するものとする。遺漏の無いように業務を履行すること。

なお、「水道メーター取替業務委託要領書」は、協議、通達、改善等があった場合には随時、改正するものとし、改正版はその都度配布するものとする。

以上

水道メーター取替業務委託 支給品，貸与品一覧

1. 支給品

支給品名	仕様，規格	摘要
(機器)		
水道メーター	口径13～200mm	標準取付品（大型のB，N，カウンター等）含む
(材料)		
メーター用ゴムパッキン	口径13～40mm	
大型メーター用RFパッキン	口径50～200mm	
丙止水栓	口径13・20mm	開閉防止式伸縮
径違い丙止水栓	口径20×13mm	開閉防止式伸縮
ライニングプラグ	口径20・25mm	
PP用メーターソケット	口径13・20mm	
P割リング	口径13mm	
通信ケーブル用直線接続材		絶縁，防水処理用
大型メーター用カウンターポール		遠隔指示装置付大型メーター用
同上カウンター取付板		
伸縮短管	口径50～100mm	大型メーター用

2. 貸与品

貸与品名	必要提出書類
丙止水栓用開栓器（1本）	貸与品借用書（様式19）の提出 貸与品返納書（様式20）の提出
定期取替該当一覧	個人情報を含む貸与品借用書（様式52）の提出 個人情報を含む貸与品返還書（様式53）の提出
水道メーター取替処理票（OCRカード）	個人情報を含む貸与品借用書（様式52）の提出 個人情報を含む貸与品返還書（様式53）の提出
水道メーター取替えのお知らせ（チラシ）	個人情報を含む貸与品借用書（様式52）の提出
身分証明書	※資料2「3. 身分証明書発行に係る提出書類」参照
腕章	身分証明書発行者に付帯品として貸与する

注記） ・水道メーター取替処理票（OCRカード）の返還は，業務上で処理される部分もあるため，“水道メーター処理票”部分のみ返還対象とする。

・水道メーター取替えのお知らせ（チラシ）の返還は，業務上処理されるものであり，個人情報を含む貸与品返還書（様式53）の提出は不要とする。

水道メーター取替業務委託 提出書類一覧

1. 維持管理業務委託共通仕様書規定の提出書類

1) 共通仕様書規定の提出書類のうち、本業務の必須提出書類は下記のとおりである。

様式番号	様式名称	提出期日	部数	提出先	摘要
4-2	着手届等	契約締結後14日以内	2	局監督員	
5-2	業務履行(変更)計画表	契約締結後14日以内	2	〃	着手届等に添付
9	業務担当者(変更)届	契約締結後14日以内	2	〃	着手届等に添付
11	現場代理人等の経歴書	契約締結後14日以内	2	〃	業務担当者(変更)届に添付
12	業務履行報告書	翌月の5営業日以内	1	〃	
19	貸与品借用書	引渡の日から7日以内	1	〃	
20	貸与品返納書	その都度	1	〃	
28-2	業務完了届	業務完了日	1	〃	検査調書を添付
52	個人情報を含む 貸与品借用書	その都度	1	〃	定期取替該当一覧 水道メーター取替処理票 水道メーター取替えのお知らせ
53	個人情報を含む 貸与品返還書	その都度	2	〃	定期取替該当一覧 水道メーター取替処理票(一部)
64-1	建設業退職金共済証紙 購入状況報告書	契約締結後1ヶ月以内	1	〃	
64-2	建設業退職金共済証紙 購入状況追加報告書	その都度	1	〃	
65	建設業退職金共済証紙 使用実績報告書	業務完了と同時に	1	〃	
66-1	建設業退職金共済証紙 配布状況総括表	業務完了と同時に	1	〃	
66-2	建設業退職金共済証紙 貼付実績報告書	業務完了と同時に	1	〃	
79	業務に係る打合せ簿	その都度	2	〃	
94-2	業務履行報告書(単価契約 に基づく出来高払用)	その都度	1	〃	
—	水道メーター取替業務 出来高報告書	その都度	1	〃	業務履行報告書(単価契約に基 づく出来高払用)に添付
—	業務計画書	現場作業開始前まで	2	〃	業務に係る打合せ簿にて提出

- 2) 業務計画書は、次の事項について記載するものとする。
- (1) 委託業務の概要
 - (2) 現場組織表
 - (3) 安全管理
 - (4) 緊急時の体制及び対応
 - (5) 従事者一覧表
- 3) その他、必要に応じ、維持管理業務委託共通仕様書に定める様式により作成・提出すること。
- 4) 業務計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該業務に着手する前に変更に関する事項について、変更計画書を提出しなければならない。

2. 局の指定する提出書類（メーター様式）

本業務において、煩雑化を招く等の理由により、維持管理業務委託共通仕様書様式にそぐわないものは、下記のとおり発注者の指定する（メーター様式）を使用するものとし、業務の円滑化を図るものとする。

番号	様式名称	提出先	提出期日	摘要
1	水道メーター取替地区連絡書	公社	毎日	一般メーター取替及びチラシ配布予定地域を記載
3	水道メーター支給品要求書	〃	週指定日の3日前まで	最小週単位の支給とする
4	材料支給品要求書	〃	週指定日の3日前まで	最小週単位の支給とする
5	水道メーター取替処理内訳書	〃	週指定日	
6	水道メーター取替日報 (100枚/冊 製本)	〃	週指定日	
7	水道メーター取替処理書 (複写式3枚綴り製本)	〃	その都度	事故メーター、定期外等取替に使用
8	水道メーター取替処理票 (OCRカード)	〃	週指定日	発注者貸与品の返還。取替処理事項記入
9	大型水道メーター取替報告書	〃	週指定日	口径50mm以上の取替えて、水道メーター取替日報に添付
10	水道メーター取替調査報告書	〃	その都度	取替工種「調査のみ」の添付書類
11	水道メーター取替凍結工法、丙止水栓取付報告書	〃	週指定日	取替工種「凍結工法」、「丙止水栓取付」の添付書類
12	未使用水道メーター返納書	〃	第3期完了時	
13	給水装置台帳写し貸与依頼書	〃	その都度	
14	使用廃止中、停水中の取扱い確認書	〃	その都度	取替又は掘上の確認
15	大型水道メーター取替予定日連絡書	〃	その都度	口径50mm以上の取替予定日の報告

3. 身分証明書発行に係る提出書類

仙台市水道局工事・委託関係様式集に基づき、下記のものを作成し、提出すること。

様式番号	様式名称	提出期日	部数	提出先	摘要
81	身分証明書携帯者届	契約締結後14日以内	2	局監督員	
84	身分証明書再交付申請書・返納書	その都度	2	〃	

水道メーター取替業務委託

局の指定する提出書類 一覧

様式-1	水道メーター取替地区連絡書（一般メーター）
様式-1-1	水道メーター取替地区連絡書（集合住宅メーター）
様式-2	集合住宅メーター取替予定表
様式-3	支給品要求書（機器）
様式-4	支給品要求書（材料）
様式-5	水道メーター取替処理内訳書（一般メーター）
様式-5-1	水道メーター取替処理内訳書（集合住宅メーター）
様式-6	※ 水道メーター取替日報（100枚／冊製本）
様式-7	※ 水道メーター取替処理書（複写式3枚綴50組／冊製本）
様式-8	※ 水道メーター取替処理票（OCRカード）
様式-9	大型水道メーター取替報告書
様式-10	水道メーター取替調査報告書
様式-11	水道メーター取替凍結工法、丙止水栓取付報告書
様式-12	未使用水道メーター返納書 ※ 水道メーター在庫記録（OCRカード）
様式-13	給水装置台帳写し貸与依頼書
様式-14	使用廃止中、停水中の取扱い確認書
様式-15	大型水道メーター取替予定日連絡書

※印がついているものは、印刷物として発注しているものにつき、様式として使用はできません。局又は公社より交付されたものを使用してください。

受注者 → 公社 → 発注者

宮 城 野 区	泉 区	青 葉 区	若 林 区	太 白 区

水道メーター取替地区連絡書（一般メーター）

令和 年 月 日

（公財）仙台市水道サービス公社 様

受注者名

担当者名

印

水道メーター取替地区

○丁目も記入してください

水道メーター取替のお知らせ（チラシ）配布地区

○丁目も記入してください

水道メーター取替地区連絡書（集合住宅メーター）

令和 年 月 日

（公財）仙台市水道サービス公社 様

受注者名
担当者名 印

水道メーター取替地区

○丁目も記入してください

水道メーター取替のお知らせ（チラシ）配布地区

○丁目も記入してください

受注者 → 公社

宮城野区	泉区	青葉区	若林区	太白区	集合住宅

支給品要求書（機器）

令和 年 月 日

（公財）仙台市水道サービス公社 様

受注者名

担当者名

印

維持管理業務委託共通仕様書に基づき、下記の支給**水道メーター**を引き渡し願います。

引渡し希望日	令和 年 月 日 () 午前・午後
--------	--------------------

一般メーター

口径	13Smm	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm
要求個数						

大型メーター（標準付属品含む）

口径	50mm	75mm	100mm	150mm	200mm
要求個数					

隔測メーター（標準付属品含む）

口径	13mm	20mm	25mm	30mm
要求個数				

公社欄

受注者 → 公社

宮 城 野 区	泉 区	青 葉 区	若 林 区	太 白 区	集 合 住 宅

支給品要求書（材料）

令和 年 月 日

（公財）仙台市水道サービス公社 様

受注者名

担当者名

印

維持管理業務委託共通仕様書に基づき、下記の**支給材料**を引き渡し願います。

引 渡 し 希 望 日	令和 年 月 日 () 午前 ・ 午後
-------------	----------------------

支給品名	仕様、規格	数量	単位
大型メーター用RFパッキン			
〃			
〃			
〃			
〃			
丙止水栓			
〃			
径違い丙止水栓			
ライニングプラグ			
〃			
PP用メーターソケット			
〃			
P割リング			
通信ケーブル用直線接続材			
大型メーター用カウンターポール			
同上カウンター取付板			
伸縮短管			
〃			
〃			
逆止弁			
〃			

公社 欄

受注者 → 公社

宮城野区	泉区	青葉区	若林区	太白区

水道メーター取替処理内訳書（一般メーター）

（公財）仙台市水道サービス公社 様

令和 年 月 日

区分 ： 定期 ・ 定期外

受注者名

第 期

担当者名

印

内訳 口径	支給内訳	水道メーター取替処理・返納内訳							その他返納内訳	
	一般メーター 要求数	工種 A 普通取替	工種 D 凍結工法取替	工種 E 丙止水栓取付取替	工種 F 調査のみ	工種 G 掘上のみ	工種 I 事故取替	計	OCRカード 返納数	未使用メーター 返納数
13Smm										
13mm										
20mm										
25mm										
30mm										
40mm										
50mm			/	/						
75mm			/	/						
100mm			/	/						
150mm			/	/						
200mm			/	/						

大型メーターポール支給内訳		大型メーターポール取替内訳			
ポール要求数	/	ポール取替数	取替月日		
			水道番号		
			伝送線布設替	有・無	有・無

受注者 → 公社

水道メーター取替処理内訳書（集合住宅メーター）

（公財）仙台市水道サービス公社 様

令和 年 月 日

区分： 定期 ・ 定期外

受注者名

担当者名

第 期

印

集合住宅一般メーター

内訳 口径	支給内訳		水道メーター取替処理・返納内訳					その他返納内訳		
	一般メーター 要求数	保温材 要求数	工種 A 普通取替 (集合・子)	工種 A 普通取替 (集合・直結)	工種 F 調査のみ (集合)	工種 G 掘上のみ (集合)	工種 I 事故取替 (集合)	計	OCRカード 返納数	未使用メーター 返納数
13mm										
20mm										
25mm										
30mm										
40mm										
50mm										

集合住宅隔測メーター

内訳 口径	支給内訳		水道メーター取替処理・返納内訳					その他返納内訳		
	一般メーター 要求数	保温材 要求数	工種 B 普通取替 (隔測)	工種 C 隔測一般化 (隔測)	工種 F 調査のみ (隔測)	工種 H 掘上のみ (隔測)	工種 J 事故取替 (隔測)	計	OCRカード 返納数	未使用メーター 返納数
13mm										
20mm										
25mm										
30mm										

第 期

水道メーター取替日報

令和 年 月 日

口径 ミリ

取扱者

	装 置 場 所	水 道 番 号	氏 名	掘上メーター	指針	製造年	取付メーター	指針
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								

水道メーター取替処理書

令和 年 月 日

A票
委託業者用

○		装置場所							
		お客様番号		氏名		様			
水	掘上メーター	口径	mm	製造年	番号	掘上指針		m ³	
	取付メーター	口径	mm	製造年	番号	取付指針		m ³	
メ	取替区分	定期一般取替・定期特別取替・定期外取替(調査)・事故取替							
	 事故取替事由	凍結破損・不進行・指針不良・赤錆・カウンタ不良・ウォーターハンマー							
		逆取付・交差・ガラス破損・配線不良・立会試験・その他()							
	取替年月日	年 月 日 取替							
○		委託業者名				取扱者名			

仙台市水道局 給水装置課 仙台市太白区南大野田29番地の1

TEL 022 - 304 - 0041

水道メーター取替処理書

令和 年 月 日

B票
お客様用

○		装置場所							
		お客様番号		氏名		様			
水	掘上メーター	口径	mm	製造年	番号	掘上指針		m ³	
	取付メーター	口径	mm	製造年	番号	取付指針		m ³	
メ	取替区分	定期一般取替・定期特別取替・定期外取替(調査)・事故取替							
	 事故取替事由	凍結破損・不進行・指針不良・赤錆・カウンタ不良・ウォーターハンマー							
		逆取付・交差・ガラス破損・配線不良・立会試験・その他()							
	取替年月日	年 月 日 取替							
○		委託業者名				取扱者名			

仙台市水道局 給水装置課 仙台市太白区南大野田29番地の1

TEL 022 - 304 - 0041

水道メーター取替処理書

令和 年 月 日

C票 (公財) 仙台市水道サービス公社用

○		装置場所							
		お客様番号		氏名		様			
水	掘上メーター	口径	mm	製造年		番号		掘上指針	m ³
	取付メーター	口径	mm	製造年		番号		取付指針	m ³
メ	取替区分	定期一般取替 ・ 定期特別取替 ・ 定期外取替 (調査) ・ 事故取替							
タ	事故取替事由	凍結破損 ・ 不進行 ・ 指針不良 ・ 赤錆 ・ カンタ不良 ・ ウォーターハンマー							
		逆取付 ・ 交差 ・ ガラス破損 ・ 配線不良 ・ 立会試験 ・ その他 ()							
メ	取替年月日	年 月 日 取替							
○		委託業者名				取扱者名			

仙台市水道局 給水装置課 仙台市太白区南大野田29番地の1

TEL 022 - 304 - 0041

取 替 処 理 票

栓種	水道番号	棟番	室番	口径	製造年	記号	メーター番号

住所
方書
氏名

廃止日	停止日
指針	指針
検針日	認定事由
指針	
ラウンド	

処 理 年 月 日												
N	Y	Y	M	M	D	D	掘上理由	掘	上	指	針	記号
製造年			取付メーター番号				取付指針		取扱者			

水 道 メ ー タ ー 処 理 票

水道番号	口径	メーター番号	廃止月日	指針	停止月日	指針

住所
方書
氏名

特記

取替月日	取替事由	掘上指針
取付メーター口径・番号		取付指針

位 置	7	6	5
	8	家屋 10	4
	9	1	2

水 道 メ ー タ ー 取 替 完 了 の お 知 ら せ (お 客 様)

水道番号	取替月日	取替事由

水道メーターは、条例により水道所有者等が管理することになっておりますので、検針できますように、十分な保守管理をお願いいたします。

お客様名

掘上メーター口径・番号	掘上指針
	m ³
取付メーター口径・番号	取付指針
	m ³
取扱者	

仙台市水道局給水装置課給水装置係
電話 022-304-0041

検針員用お知らせ（取付メーターのふたに挟み込み）

水道番号	口径	メーター番号	取替月日	取替事由

お客様名

掘上メーター口径・番号	掘上指針
	m ³
取付メーター口径・番号	取付指針
	m ³
取扱者	

大型水道メーター取替報告書

令和 年 月 日

(公財) 仙台市水道サービス公社 様

受注者名

担当者名

印

水道番号				
住所				
ビル名称				
使用者名		電話		
所有者名		電話		
取付メーター	口径		新メーター番号	
	有効期限	年 月		
	製造社名	愛知時計電機・アズビル金門・東洋計器・その他 ()		
施工内容	施工区分	定期一般取替・ポール取替・ポール移設・その他 ()		
	伸縮短管	使用・不使用	ポール取替	有・無
	伝送線取替	有・無	カウンター取替	有・無
既設状況	ポール	有・無	伝送線の通り	良・否
	流量調整弁設置	有・無	その他	
取替実施日	令和 年 月 日			

配置図※住宅地図又は竣工図等を利用し、メーター・仕切弁・カウンタポールの配置状況を朱記のこと。

既設状況（メーター本体）

説明

施工中（メーター本体）

説明

完了（メーター本体）

説明

受注者 → 公社

大型水道メーター取替報告書 添付写真（カウンターポール）

既設状況（カウンターポール）

説明

施工中（カウンターポール）

説明

完了（カウンターポール）

説明

受注者 → 公社

宮	城	野	区	泉	区	青	葉	区	若	林	区	太	白	区	集	合	住	宅	

水道メーター取替調査報告書

(公財) 仙台市水道サービス公社 様
令和 年 月 日
受注者名
担当者名 印

下記の理由により、水道メーターの取替えができないので、現況の調査結果を報告します。

調査日	令和 年 月 日		
水道番号			
住所			
ビル名称			
使用者名			電話
調査対象メーター	口径	メーター番号	
	有効期限	年 月	
取替不可の事由	給水装置台帳写し、給水装置情報等を参照してもメーターが不明 <input type="checkbox"/>		
	止水栓不明(81) <input type="checkbox"/>	止水栓不良(82) <input type="checkbox"/>	メーター不明(83) <input type="checkbox"/>
	立入り不可(84) <input type="checkbox"/>	特殊配管(85) <input type="checkbox"/>	メーター移設(86) <input type="checkbox"/>
	ブッシング(87) <input type="checkbox"/>	住所、家屋不明(88) <input type="checkbox"/>	空地(89) <input type="checkbox"/>
	漏水中(91) <input type="checkbox"/>	長期不在(95) <input type="checkbox"/>	積載(96) <input type="checkbox"/>
	工事中(97) <input type="checkbox"/>	家屋解体(43) <input type="checkbox"/>	口径変更(23) <input type="checkbox"/>
後日、ドライ可 <input type="checkbox"/>	丙止水栓取付可 <input type="checkbox"/>	両方共不可 <input type="checkbox"/>	
その他	取替拒否 <input type="checkbox"/>	メーター堀上済 <input type="checkbox"/>	その他 ()
内容	_____ _____ _____		

公社による調査 (調査日 : 令和 年 月 日)

内容	下記の理由で取替が不可	
	①設置環境が悪い <input type="checkbox"/>	(重量物の下、屋内に設置、狭小な場所など)
	②漏水中 <input type="checkbox"/>	
	③改造工事が必要 <input type="checkbox"/>	(移設・嵩上げ・その他 が必要)
	④その他の理由 <input type="checkbox"/>	
内容	_____ _____ _____	

状況（遠景）

説明

状況（詳細）

説明

略図等

受注者 → 公社

宮 城 野 区	泉 区	青 葉 区	若 林 区	太 白 区	集 合 住 宅

水道メーター取替凍結工法、丙止水栓取付報告書

令和 年 月 日

(公財) 仙台市水道サービス公社 様

受注者名

担当者名

印

水道メーター取替において凍結工法、丙止水栓取付を施工したので報告します。

施 工 日	令和 年 月 日				
水 道 番 号					
住 所					
使 用 者 名				電 話	
取付メーター	口 径		メーター番号		
	有 効 期 限	年 月			

施 工 内 容	<input type="checkbox"/> 凍結工法+メーター取替 <input type="checkbox"/> 凍結工法+丙止水栓取付+メーター取替				
掘削平面、断面略図					
掘削幅	_____ m	×	掘削長	_____ m	
掘削深	_____ m				

受注者 → 公社

水道メーター取替凍結工法、丙止水栓取付報告書 添付写真

施工前（全体）

説明

施工中（全体）

説明

完了（全体）

説明

受注者 → 公社

水道メーター取替凍結工法、丙止水栓取付報告書 添付写真

施工前（詳細）

説明

施工中（詳細）

説明

完了（詳細）

説明

受注者 → 公社

宮 城 野 区	泉 区	青 葉 区	若 林 区	太 白 区	集 合 住 宅

未使用水道メーター返納書

令和 年 月 日

(公財) 仙台市水道サービス公社 様

受注者名

担当者名

印

先に受領した支給水道メーターについて、未使用となりましたので返納します。

添付書類：水道メーター在庫記録(未使用水道メーター番号票)

一般メーター

口 径	1 3 S mm	1 3 mm	2 0 mm	2 5 mm	3 0 mm	4 0 mm
返納個数						

大型メーター (標準付属品含む)

口 径	5 0 mm	7 5 mm	1 0 0 mm	1 5 0 mm	2 0 0 mm
返納個数					

隔測メーター (標準付属品含む)

口 径	1 3 mm	2 0 mm	2 5 mm	3 0 mm
返納個数				

未使用水道メーターの返納を受領しました

令和 年 月 日

(公財) 仙台市水道サービス公社

公社 印

※2部提出、1部返却で受領書とする

水道メータ一在庫記録

登録区分	口径	記号	製造年	確定製造年	型式	メーカー
□□	□	□□	□□□□	□□□□	□□	□□
購入年月	有効期限	鉛対応	桁数	異動日付	異動部署	
□□□□□□	□□□□□□	□□	□	□□□□□□□□	□□□□□□	

1	□□□□□□□□	21	□□□□□□□□	41	□□□□□□□□
2	□□□□□□□□	22	□□□□□□□□	42	□□□□□□□□
3	□□□□□□□□	23	□□□□□□□□	43	□□□□□□□□
4	□□□□□□□□	24	□□□□□□□□	44	□□□□□□□□
5	□□□□□□□□	25	□□□□□□□□	45	□□□□□□□□
6	□□□□□□□□	26	□□□□□□□□	46	□□□□□□□□
7	□□□□□□□□	27	□□□□□□□□	47	□□□□□□□□
8	□□□□□□□□	28	□□□□□□□□	48	□□□□□□□□
9	□□□□□□□□	29	□□□□□□□□	49	□□□□□□□□
10	□□□□□□□□	30	□□□□□□□□	50	□□□□□□□□
11	□□□□□□□□	31	□□□□□□□□	51	□□□□□□□□
12	□□□□□□□□	32	□□□□□□□□	52	□□□□□□□□
13	□□□□□□□□	33	□□□□□□□□	53	□□□□□□□□
14	□□□□□□□□	34	□□□□□□□□	54	□□□□□□□□
15	□□□□□□□□	35	□□□□□□□□	55	□□□□□□□□
16	□□□□□□□□	36	□□□□□□□□	56	□□□□□□□□
17	□□□□□□□□	37	□□□□□□□□	57	□□□□□□□□
18	□□□□□□□□	38	□□□□□□□□	58	□□□□□□□□
19	□□□□□□□□	39	□□□□□□□□	59	□□□□□□□□
20	□□□□□□□□	40	□□□□□□□□	60	□□□□□□□□

数字は「OCR-B」文字で記入すること。 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

受注者 → 発注者

宮 城 野 区	泉 区	青 葉 区	若 林 区	太 白 区	集 合 住 宅

給水装置台帳写し貸与依頼書

令和 年 月 日

仙台市水道局 様

受注者名

担当者名

印

委託件名 年度水道メーター取替業務委託に関し、下記の理由により給水装置台帳写し等の貸与を願います。

なお、取扱いに関しては、関係法令及び貸与条件を遵守します。

番号	水道番号	理 由	貸与希望情報
1		メーター場所不明 ・ 止水栓不明	マイク図 ・ 戸番図
2		メーター場所不明 ・ 止水栓不明	マイク図 ・ 戸番図
3		メーター場所不明 ・ 止水栓不明	マイク図 ・ 戸番図
4		メーター場所不明 ・ 止水栓不明	マイク図 ・ 戸番図
5		メーター場所不明 ・ 止水栓不明	マイク図 ・ 戸番図
6		メーター場所不明 ・ 止水栓不明	マイク図 ・ 戸番図
7		メーター場所不明 ・ 止水栓不明	マイク図 ・ 戸番図
8		メーター場所不明 ・ 止水栓不明	マイク図 ・ 戸番図
9		メーター場所不明 ・ 止水栓不明	マイク図 ・ 戸番図
10		メーター場所不明 ・ 止水栓不明	マイク図 ・ 戸番図
11		メーター場所不明 ・ 止水栓不明	マイク図 ・ 戸番図
12		メーター場所不明 ・ 止水栓不明	マイク図 ・ 戸番図
13		メーター場所不明 ・ 止水栓不明	マイク図 ・ 戸番図
14		メーター場所不明 ・ 止水栓不明	マイク図 ・ 戸番図
15		メーター場所不明 ・ 止水栓不明	マイク図 ・ 戸番図

※「貸与条件」：個人情報に該当する事項に関する取扱いについては、個人情報保護法(令和5年4月1日施行)を遵守すること。

- 注
1. 守秘義務が求められた資料については複製してはならない。
 2. 該当する事項とは、使用者名、取出管種、取出口径等。
 3. メーター取替業務委託に関係ないものを請求してはならない。
 4. 当該情報の使用が終わったら、速やかに水道局（給水装置課）へ返却すること。

受注者 → 公社

宮城野区	泉区	青葉区	若林区	太白区	集合住宅

使用廃止中、停水中の取扱い確認書

令和 年 月 日

(公財) 仙台市水道サービス公社 様

受注者名

担当者名

印

水道メーター取替業務委託において、下記、給水装置の使用廃止中又は停水中の取り扱いについて、指示を願います。

番号	水道番号	現況	指示内容
1		廃止中・停水中	取替・掘上のみ
2		廃止中・停水中	取替・掘上のみ
3		廃止中・停水中	取替・掘上のみ
4		廃止中・停水中	取替・掘上のみ
5		廃止中・停水中	取替・掘上のみ
6		廃止中・停水中	取替・掘上のみ
7		廃止中・停水中	取替・掘上のみ
8		廃止中・停水中	取替・掘上のみ
9		廃止中・停水中	取替・掘上のみ
10		廃止中・停水中	取替・掘上のみ

上記のとおり指示します

令和 年 月 日

(公財) 仙台市水道サービス公社

公社印

※長期にわたる使用廃止中は凍結破損対策として掘上指示とする

※停水中は担当部署に確認のうえ取替指示とする

受注者 → 公社 → 発注者

大型水道メーター取替予定日連絡書

(公財) 仙台市水道サービス公社 様

令和 年 月 日

区 第 期

受注者名

担当者名

装置場所	方書	使用者名	水道番号	口径	メーター番号	受水区分	取替予定日	水道局使用欄		
								本管管種	本管口径	摘要
				φ		受水槽・直結	月 日 午前 午後		φ	
				φ		受水槽・直結	月 日 午前 午後		φ	
				φ		受水槽・直結	月 日 午前 午後		φ	
				φ		受水槽・直結	月 日 午前 午後		φ	
				φ		受水槽・直結	月 日 午前 午後		φ	
				φ		受水槽・直結	月 日 午前 午後		φ	
				φ		受水槽・直結	月 日 午前 午後		φ	
				φ		受水槽・直結	月 日 午前 午後		φ	
				φ		受水槽・直結	月 日 午前 午後		φ	
				φ		受水槽・直結	月 日 午前 午後		φ	